外国人技能実習制度(介護職種) 介護技能実習評価試験 平成 30 年度 試験評価者養成講習【札幌会場】 募集要項

1. 目的

試験評価者養成講習は、介護技能実習評価試験における「試験評価者」を養成することを目的に実施 します。試験評価者は、技能実習生に対し習得すべき技能が移転されているかどうかを適正かつ公正 に評価するため、試験の準備や試験の監督、実技試験の評価等の業務を行う者です。

2. 受講対象者

以下2つの要件をいずれも満たす者

- (1)介護プロフェッショナルキャリア段位制度の評価者(アセッサー)又は、 平成24年度~27年度 介護プロフェッショナルキャリア段位制度の外部評価審査員
- (2) 申込時点で、介護サービスを提供する事業所、施設、医療機関、評価機関等に所属している者 (雇用形態は問いません)

下記事項のいずれかに該当する場合は、試験評価者養成講習を修了しても、試験評価者として登録することができませんので、ご注意ください。

- ・成年被後見人又は被保佐人
- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ※「介護技能実習評価試験」において、試験評価者として業務を行うには、<u>試験実施機関と試験評価者が所属する法人等との間で業務委託契約</u>を締結することとなります。受講を希望される方及び<u>法人等</u>のご担当者様は、別紙2「試験評価者について」及び別紙3「試験評価者養成講習の目的と受講後の流れについてのご案内」をご理解の上、お申込をお願いします。
- ※<u>法人等</u>とは、試験評価者が所属する施設・事業所等の業務として評価試験業務に従事することに 関して、業務委託契約を試験実施機関との間で締結することができる法人又は法人内の部署、事 業所、施設等を指します。

3. 講習内容

別紙1

4. 受講料

無料 (ただし、会場までの交通費等受講料以外は各自のご負担となります。)

5. 日程・会場

受付開始:開催時間の30分前

開催日時	開催地	定員	会 場
11月29日 (木) 9:30~16:00	札幌	70名	札幌市生涯学習センター

6. 申込方法

お申込は介護技能実習評価試験の専用HP (http://www.espa.or.jp/internship_recruitment/) よりお申込みください。

お申込の際には、所属する法人等に、別紙2「試験評価者について」及び別紙3「試験評価者養成講習の目的と受講後の流れについて」をご理解いただき、講習修了後の業務委託契約手続を円滑に行えるようご協力をお願いします。

※前回、札幌会場で受講予定だった方は皆様受講いただけますが、改めてお申込みいただけますよう お願いいたします。

※定員に達した場合は、前回受講予定以外の皆様の中で抽選とさせていただきます。

7. 申込受付期間

平成30年10月1日(月) ~ 平成30年10月31日(水)

8. 受講票の発行

事務局にて申込を受領した後、受講者が受講対象に該当しているかの可否を確認し、申込の締切後順次ご登録のメールアドレスに受講の可否について連絡します。受講可能な場合には、あわせて「受講票」を添付し送信しますので、印刷し写真を貼付の上、講習当日に持参してください。(「9. 当日の持ち物」参照)

※受講希望日の1週間前までにメールが届かない場合は、迷惑メールと認識されていないか確認の上、 事務局までご連絡ください。

9. 当日の持ち物 ※テキストは当日配布いたします。

- 受講票
- ・証明写真2枚(1枚は受講票に貼付、もう1枚は身分証(IDカード)発行用に持参)
 - ※履歴書用(縦4cm×横3cm)
 - ※半身、脱帽、正面向き、無背景
 - ※最近3か月以内に撮影のもの
 - ※モノクロ不可
 - ※デジタルカメラでの写真は、本人確認に足りる画質で写真用プリント紙に印刷したもの
 - ※証明写真の裏に名前等は記載しないでください。
- 筆記用具

10. 修了要件

本講習カリキュラムをすべて受講することが要件となります。原則、遅刻・早退した場合は修了したとみなされません。

また、本講習では修了証書は発行いたしません。講習を修了した時点で、シルバーサービス振興会に試験評価者として登録されることになります。

※講習修了後1か月を目安に、顔写真入りの身分証(IDカード)を発行し送付します。 (身分証は試験評価者として業務に従事する際、携行が義務づけられます。)

13. 試験評価者養成講習 実施主体(問合先)

一般社団法人シルバーサービス振興会 企画部

TEL: 03-6402-3865 FAX: 03-5402-4884

メール: kaigointernship@espa.or.jp

<講習カリキュラム>

カリキュラムについては現在作成中のため、下記内容から変更となる場合があります。 テキストは当日配布します。

内 容	時間(例)
1. 外国人技能実習制度の理解	9:30
・外国人技能実習制度について	\$
・外国人技能実習制度の介護職種について	10:00
2. 介護技能実習評価試験の仕組み	10:00
・介護技能実習評価試験の内容	10.00
・各級試験内容	ŕ
・介護技能実習評価試験 手続きの流れ	11:00
3. 試験評価者の役割と業務	11:00
・試験評価者の役割	5
・試験評価者の業務	14:00
	(昼食休憩有)
4. 実技試験の評価方法	14:00
・利用者の選定	5
・実技試験の評価方法について	15:00
・試験を中止する場合	
5. 試験実施機関と試験評価者の関係(今後の流れ)	15:00
・試験評価者の登録任命について	\$
	16:00
7. 事務連絡等	16:30
	5
	16:30

注意事項

- ※ 養成講習は受講者本人が受講してください(受講者本人以外の代理受講はできません)。
- ※ 開講時間には遅れないよう余裕を持ってお越しください。時間に遅れた場合、講習を修了した と認められないことがあります。
- ※ 遅刻や欠席をされる場合には、必ず事前に事務局までご連絡ください。
- ※ 昼食は各自でご用意ください。

【1】養成プロセス

「介護プロフェッショナルキャリア段位制度の評価者(アセッサー)」又は、 「平成24年度~27年度 介護プロフェッショナルキャリア段位制度の外部評価審査員」

試験評価者養成講習

技能実習生が習得すべき技能が移転されているかどうかを適正かつ公正 に評価を行えるよう、介護技能実習評価試験の試験評価者としての当日 の動きや評価する際の考え方等を身に付ける。



試験評価者として登録

※講習修了後1ヶ月を目安に身分証と 業務委託契約書を送付

試験評価者が所属する法人と業務委託契約

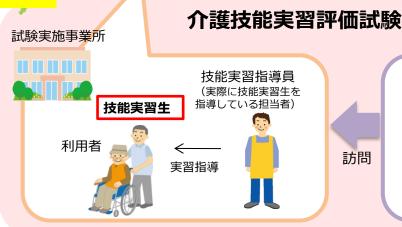
技能実習生から試験の申込があると…

試験実施機関から、「試験実施予定施設の同一県内 等の近隣にいる試験評価者等」にメールにて連絡

技能実習生を受入、実習を行っている実習実施者等 の調整担当者と試験評価者等は、試験日時等を調整

試験日時確定後、試験実施機関は試験評価者が所属 する法人に、依頼状を送付

[2]



試験評価者が 所属する法人(事業所)



試験終了後、試験評価者が所属する法人 に委託料を支払い

訪問

試験評価者養成講習の目的と受講後の流れについてのご案内

介護技能実習評価試験は、介護現場の実情に鑑み、試験を実施するうえで技能実習生・実習指導員の負担を軽減するため、関係業界団体等の総意のもと、技能実習生が勤務している事業所・施設等(試験実施場所)に試験評価者を派遣して試験を実施する「出張方式」を採用しています。

つきましては、全国どこの事業所・施設等が技能実習生を受入れたとしても、円滑に試験を実施できるよう、全国に試験評価者を配置する必要があります。事業所・施設等の皆様には、試験評価者養成にご理解いただき、是非ともご協力いただけますようお願い申し上げます。

1. 技能実習制度とは

「技能実習制度」は、我が国の国際貢献の一環として、開発途上国等の外国人を一定期間に限って受入れ、OJT (On-the-Job-Training)を通じて我が国の高い技能、技術又は知識を移転する制度です。平成 29 年 11 月に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」(以下、「技能実習法」といいます。)が施行され、新たに対人サービスとして初となる介護職種が追加されました。

2. 介護技能実習評価試験とは

介護職種に係る技能等の修得等の程度を測るために実施されるもので、技能実習法(第8条第2項6号)において、技能実習の目標は主務省令で指定する試験に合格することとされています。介護職種では、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則」(第6条)において、主務省令で指定された試験は介護技能実習評価試験(以下、「試験」という。)、試験実施者は一般社団法人シルバーサービス振興会とされています。また、試験は実技試験と学科試験から構成されています。

3. 試験の方法

試験は、技能実習生が勤務している事業所・施設に、試験評価者が訪問して実施します。試験評価者は、実技試験では技能実習生が実際に利用者へ行っている介助を見て評価し、学科試験では事業所・施設等の会議室等で行う筆記試験の監督等を行います。

4. 試験評価者とは

試験評価者とは、試験の準備、監督及び実施並びに実技試験の評価等の業務を行う者です。試験評価者になるためには、次のいずれの要件も満たすことが必要となります。

- 介護プロフェッショナルキャリア段位制度の評価者(アセッサー)又は、 平成 24 年度~27 年度介護プロフェッショナルキャリア段位制度の外部評価審査員
- 介護技能実習評価試験の試験評価者養成講習を修了した者

参考:試験評価者に評価者(アセッサー)を活用することについて

厚生労働省社会福祉推進事業の調査研究事業において、試験評価者に求められる資質を満たす者として、介護プロフェッショナル・ キャリア段位制度の評価者(アセッサー)の持つスキルを活用することが適当とされ、その後、厚生労働省が参集する「技能実習評価試験の整備等に関する専門家会議」において了承が得られたものです。

5. 試験評価者養成講習の目的

試験評価者養成講習は、試験を適正、客観的かつ公正に実施できるよう、試験評価者を養成していく 講習です。講習は、「技能実習制度の理解」から「介護技能実習評価試験の理解」、「試験評価者の業務 の理解」等を学習するカリキュラムで構成されます。受講修了後、試験評価者としての登録を行います。

6. 試験評価者養成講習後の業務委託契約の締結

試験評価者の登録を行った後、試験評価者としての業務を行うにあたっては、事前に試験評価者の所属する法人等(※)と試験実施機関である一般社団法人シルバーサービス振興会との間で業務委託契約を締結します。業務委託契約を締結後、受託者の業務(技能実習生に対し「介護技能実習評価試験業務委託仕様書(仮称)」に基づき試験を実施する業務)として試験評価者が試験実施場所に派遣され、試験を実施することになります。そのため、業務委託契約締結への同意が必要となります。

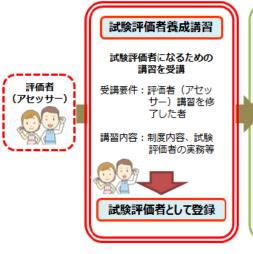
(※)法人等とは、試験評価者が所属する施設・事業所等の業務として評価試験業務に従事することに関して、業務委託契約 を試験実施機関との間で締結することができる法人又は法人内の部署、事業所、施設等を指します。

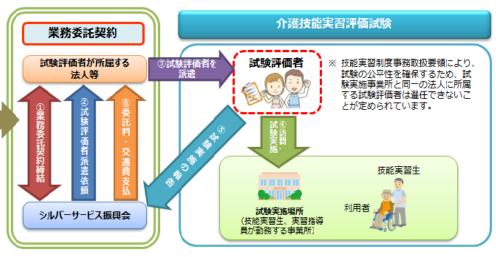
7. 試験評価者の派遣について

業務委託契約締結後、試験評価者として試験の実施業務に従事した場合、実施後に定めた委託料をお支払します(契約内容については試験評価者養成講習にて説明)。なお標準的な試験時間は、実技試験60分、学科試験60分(上級試験のみ90分)となります(移動時間、待ち時間などは除く)。

試験の頻度は受検者数と試験実施場所により変動しますが、一人の試験評価者に負担が偏ったり、現場の業務に支障をきたしたりしない範囲で調整できるよう、試験評価者を全国に配置養成していきます。

(イメージ) 受講後の流れ





<問合せ先>

一般社団法人シルバーサービス振興会 企画部 TEL:03-6402-3865 FAX:03-5402-4884

Mail: kaigointernship@espa.or.ip